

令和5年度補正予算 商用車の電動化促進事業（トラック）公募要領

令和6年3月8日
改正令和6年12月2日
一般財団法人 環境優良車普及機構

一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」という。）では、環境省から令和5年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））の交付決定を受け、機構が管理・運用する補助金を活用して、普及初期のトラック輸送における電動化の導入加速を支援し、もって価格の低減による産業競争力強化・経済成長と脱炭素社会の構築を推進することを目的として商用車の電動化促進事業を実施することとしています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、本公募要領に記載するところですので、応募される方は、本公募要領を熟読のうえ、令和5年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））交付規程（令和6年3月8日環補電木第5-012号。以下「交付規程」という。）に従って手続きを行っていただくようお願いいたします。

補助事業に応募される皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識されたうえで、応募の申請を行っていただきますようお願いします。

- ① 応募の申請者が機構に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄すること等をいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について機構の承認を受けなければなりません。
なお、機構は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。また、処分制限期間内に処分をした場合は、交付した補助金は一部返還となります。
- ③ 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- ④ 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。
- ⑤ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- ⑥ 電気自動車用充電設備（以下「充電設備」という。）については、機構から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- ⑦ 充電設備の申請に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。機構は、本補助金の交付対象として申請された充電設備について、本補助金の要件を満たしているか否かは審査しますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。

- ⑧ 充電設備の設置に関し、申請者は設置する土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。
- ⑨ 補助事業に係る資料等は、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、保存していただく必要があります。
- ⑩ 令和5年度当初予算で既にトラックの交付決定を受けている場合を除き、トラックとして導入される電気自動車の充電に必要な充電設備で一体的に導入するものに限ることから充電装置のみの申請はできません。

1. 補助金の目的と性格

- この補助金は、貨物自動車運送事業者等が電気自動車（B E V）、プラグインハイブリッド自動車（P H E V）、燃料電池自動車（F C V）（以下「トラック」という。）であって、一定の型式により継続的に製造し市場において販売することが予定されているトラックを導入する事業に要する経費及び充電設備を導入する際に購入及び工事資金の一部を支援することにより、普及初期の導入加速を支援し、もって価格の低減による産業競争力強化・経済成長と脱炭素社会の構築を推進することを目的としています。
- 本事業の実施により化石エネルギー起源の二酸化炭素排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は事業報告書（月別の走行距離、稼働日数等の使用実績）の提出をしていただくことになります。また適正な財産管理、補助事業である旨の表示（車両へのステッカーの貼付）などが必要です。
- これらの義務が十分果たされないとときは、機構より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取消すこともあります。
また、新たな申請を受理しない場合もあります。
- 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））交付要綱（改正 令和6年2月16日 環水大モ発第2402165号。以下「交付要綱」という。）及び商用車の電動化促進事業（トラック）実施要領（改正 令和6年2月16日環水大モ発第2402165号）。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、機構の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

（注意事項）

- ・ 充電設備の補助事業の開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・ また、補助事業により取得した財産については、本補助金で取得した財産である旨を明示するとともに、事業完了後においても、適正な財産管理などが必要です。
- ・ これらの義務が十分果たされないとときは、機構より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。

2. 補助対象事業者

商用車の電動化促進事業の補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者のうち、国で定める目標（目安）等に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している事業者となります。

- ① 貨物自動車運送事業者
- ② 自家用商用車（トラック等）を業務に使用する者（車両総重量 2.5 トン超の車両に限る。）
- ③ 商用車（トラック等）の貸渡しを業とする者（①、②、④に貸渡しする者に限る。）
- ④ 地方公共団体
- ⑤ その他環境大臣の承認を得て、機構が適当と認める者

なお、④を除く者のうち、地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和2年度 CO₂ 排出量が 20 万 t 以上の者（以下「多排出者」という。）については、交付申請日又は令和 6 年 6 月 30 日のうちいずれか遅い日までに、以下（i）及び（ii）の CO₂ 排出削減のための取組の実施について表明する者のみとします。なお、GX リーグに参加する者については、これらの取組を実施するものとみなします。

（i） 令和 7 年度及び令和 12 年度の国内における Scope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する CO₂ 排出削減目標を設定し、公表してください。また、令和 6 年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表してください。

（注）第三者検証については、「GX リーグ第三者検証ガイドライン」に則るものとします。

（ii）（i）で掲げた目標を達成できない場合には J クレジット若しくは JCM その他国内の CO₂ 排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表してください。

共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が「補助対象事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの 1 名が、本補助金の申請等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を全部又は一部を取得する者に限ります。

また、代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは交付規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとします。

（ア） ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、補助対象事業者に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

（イ）（ア）以外の共同実施

補助対象事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の申請者となるほか、補助事業として交付決定された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行って

いただことになります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として交付決定された後は変更することができません。

3. 補助対象車両、申請に必要な書類など

(1) トラック

補助金の交付対象となるのは、予め環境省の事前登録を受けたトラックで、電気自動車（B E V）、プラグインハイブリッド自動車（P H E V）、燃料電池自動車（F C V）で以下の車両が対象となります。

なお、商用車の電動化促進事業の補助対象車両については、環境省の「商用車の電動化促進事業補助金に係る車両の事前登録のご案内について」（令和6年2月22日付け）に基づき事前登録を行って、審査を受けた車両についてのみ補助金の交付対象となりますので、補助金の交付を申請する際には事前登録を受けているか必ず確認をしてください。事前登録を受けていない車両については、補助金の交付申請ができませんのでご注意ください。

また、交付の対象となるトラックについては、実施要領第3（6）②に定める導入対象車両の事前登録申請日までに、以下の取組の実施について表明する者により生産されたものに限ります。ただし、多排出者については、原則、令和6年3月31日までに以下の取組の実施について表明することとします（令和6年3月31日までに表明することが困難であるが、同日時点で表明する意思を環境省に示した多排出者については、令和6年6月30日までの表明も認めます。）。

ア 以下（i）～（iii）のCO₂排出削減のための取組を実施すること。なお、GXリーグに参加する者については、これらの取組を実施するものとみなします。ただし、多排出者以外の者又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する者については、CO₂排出削減のためのその他の取組をもって、これらに替えることができます。

（i）令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するCO₂排出削減目標を設定し、公表すること。また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て毎年度公表してください。

（注）第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

（ii）（i）で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO₂排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表してください。

（iii）環境性能の高い部素材を調達することや取引先に働きかけること等を通じてサプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進してください。

イ 当該生産品に関し、自社の成長（例：コスト競争力の向上や海外市場の獲得）につながる今後の方針を策定してください。

ウ 必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ）を進めてください。

また、機構は補助対象事業者は、大臣から指示があった場合は、交付の対象となったトラックの生産者に対し上記ア～ウに関する報告を求め、これを大臣に報告します。

(2) 充電設備

- ア 本事業による(1)のトラックとして導入される電気自動車の充電に必要な充電設備で一体的に導入するものに限ります。(車両数 \geq 充電口数)
- イ 令和5年度補正予算事業に限り、令和5年度当初予算でトラックを導入し、かつ経済産業省のインフラ設置支援事業による支援を受けていない場合、導入した車両数に相当する充電設備(車両数 \geq 口数)の申請を可といたします。
- ウ 設置場所は申請事業者の敷地(事業所、営業拠点)等に設置するものであること。
- エ 充電設備は、普通充電器、急速充電器、V2H・外部給電器及び高圧受電設備・設置工事費とし、普通充電器はJARI認証を、急速充電器はCHAdE MO認証をそれぞれ取得するなど安全性が確保されていること。なお、認証を受けていない場合は、第三者認証機関により安全性が確保されている旨の証明書等が提出されていること。
- オ 高圧受電設備・設置工事費においては2030年導入計画に合わせた規模による申請を可といたします。
- カ 補助対象経費については、事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費といたします。

補助対象

トラックは事前登録された車両で車両総重量、自家用、事業用の区分により次のとおり補助対象となるのか区分されますので、自動車検査証記録事項(写し)により車両総重量の確認を行ってください。

補助対象 車両総重量(GVW) 2.5トン超の車両(事業用、自家用ともに補助対象)

補助対象 車両総重量(GVW) 2.5トン以下の車両(事業用のみ補助対象)

注意事項

ア トラックのみの申請で充電設備を導入しない申請の場合

- ① 車両は、令和6年2月1日(木)から令和7年1月31日(金)までに新車新規登録(軽自動車については、新車新規検査)を受けた車両であること。(割賦等所有権の留保は認められません。)
- ② 申請者は、最初に「交付申請」を行い、機構の交付決定を受けてください。なお、車両の購入については、交付決定の前に行なっても構いませんが、交付決定通知を受けていない場合は補助金の交付はできませんのでご注意ください。

追加(③に以下の取扱いを記載する。番号送りアの③~⑦まで。)

車両の新車新規登録(軽自動車については、新車新規検査)を受けた車両で充電設備の導入を行わない交付申請については、営業所名、営業所の位置等の記載を行わなくても構いません。完了実績報告を行う際に営業所名の営業所位置、車両の登録番号等を記入しご提出してください。

- ③ 機構では交付申請のあった申請について審査基準などにより審査を行い、審査基準などに適合する申請について「交付決定通知書」を発出します。

- ④ 申請者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を機構に提出してください。
- ⑤ 申請者は、交付申請書に添付されている「非化石エネルギー転換目標」に従って記載された導入計画に基づきトラックを導入することが必要です。
- ⑥ トラックは導入計画に基づき新規に新規登録（軽自動車については新規検査）されたものであることが必要ですが、車種の変更等を行う場合には、「事業計画変更申請」を行い機構の承認を受けてください。
- ⑦ 新規導入する車両について、導入予定期間に導入が困難となるなどの事態が発生した場合には、速やかに機構に連絡し、変更申請が必要な場合には変更申請を行って機構の承認を受けてください。

イ トラックと充電設備の導入を一体に申請する場合及び3.(2)イを申請する場合

- ① 申請者は、最初に「交付申請」を行い、機構の交付決定を受けてください。なお、車両の購入については、交付決定の前に行つても構いませんが、充電設備（機器及び工事）については、機構から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりませんのでご注意ください。
- ② 機構では交付申請のあった申請について内容の審査を行い、適合する申請について「交付決定通知書」を発出します。
- ③ 申請者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を機構に提出してください。

4. 補助額等

(1) トラック

補助額は、令和6年2月22日「商用車の電動化促進事業」補助金に係る車両の事前登録により登録のあった車両を基に実施要領により算出し、確認され公表された交付額とします。
※トラックについては、後日、機構のホームページにて公表する「事前登録された対象車型情報一覧」において、対象車型、基準額等を掲載します。

(2) 充電設備

- ① 充電設備の価格と充電設備工事費の和（機構が必要と認めた額）となります。
- ② 充電設備と工事の補助上限額は総額であり、機器の機能や工事内容ごとに個別の上限があります。そのため、充電設備の機能や工事の内容によって、必ずしも上限額がそのまま補助されるわけではありません。
※充電設備については、後日、機構のホームページにて公表する「令和5年度補正 補助対象充電設備型式一覧表」において、対象設備のメーカー、種別、型式、出力及び補助金交付上限額等を掲載します。

5. 予算額

約 316 億円

6. 申請者

補助金の交付申請を行えるのは、補助対象車両の自動車検査証上の「所有者」です。「使用者」ではありませんので、特にリースの場合には注意してください。買取の場合は、所有者と使用者は同一事業者であることが申請要件となります。また割賦による販売された自動車は対象となりませんので注意してください。

また、充電設備については補助対象車両の自動車検査証上の所有者又は使用者となる者となります。

7. 申請受付

(1) 受付期間など

受付期間は、令和6年3月8日（金）から、令和7年1月31日（金）となります。予算額及び申請に係る留意事項については以下のとおりです。

受付期間	予算額	留意事項
（1） トラック 令和6年 3月8日（金）～ 令和7年 1月31日（金）		<ul style="list-style-type: none">申請に係る審査は、申し込み順に行います。予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から令和7年1月31日（金）までに申し込みのあつたすべての交付申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者を優先して抽選するなど配慮したうえ補助対象事業者を決定します。
（2） 充電設備 令和6年 3月8日（金）～ 令和7年 1月31日（金）	約 316 億円	<ul style="list-style-type: none">受付状況は、機構のホームページで公表いたします。

(2) 申請の方法（詳細は交付規程参照）

申請は次の手順で行ってください。

- ① 交付申請（申請者が最初に行う申請。一申請一営業所ごとに提出。ただし、充電設備の導入を行わない申請を除く。）

補助金の交付を受けるため最初に「交付申請」を行ってください。併せて申請書に添付された非化石エネルギー転換目標に係る添付書面を審査し、内容等が審査基準に合致しているか審査を行います。

充電設備の申請を行う場合は、一営業所の交付申請車両台数は、充電設備の口数以上の台数（車両台数 \geq 口数）の申請が必要です。なお、完了実績報告までに車両を営業所間で移動することで完了実績報告書において、交付申請時の車両計画と充電設備の設置数等が営業所単位で異なる場合で車両数よりも充電口数が多くなる際は充電設備に係る補助金が補助対象外となる場合もあることにご注意ください。

② 交付決定通知書（機構から発出）

審査基準に適合する申請については、機構から交付決定通知書の発出を行います。この交付決定通知には、交付予定の基準額が記載されています。この通知は補助事業の実施に係る補助金交付予定額を示すもので、申請者は補助事業を実施し、事業が完了しましたら補助事業の完了、完了実績報告、精算払い請求の申請を行ってください。

なお、トラックと充電設備（及び令和5年度当初予算で既にトラックの交付決定を受けている場合で充電設備の申請を行う場合を含む）のうち、充電設備については、機構から補助金の交付決定を通知する前において発注、契約等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。

③ 補助事業の完了、完了実績報告、精算払請求

車両の購入、新車新規登録（軽自動車については新車新規検査）及び充電設備の購入、工事、設置が済みましたら、補助事業の完了に伴う完了実績報告、精算払請求の申請を行ってください。機構では申請書、添付書面を審査し、内容等が審査基準等に合致しているか審査を行います。

④ 補助金交付額の確定、補助金の支払い（機構から発出）

事業が完了し、申請者から申請された補助事業の完了、完了実績報告、精算払請求などの申請書の審査を行い、審査基準に適合する申請については、機構から交付額確定の通知の発出を行います。

⑤ 申請方法

申請方法は、申し込み順（郵便による申請の場合には（当日消印有効）、総務大臣の許可を受けた事業者が取扱う信書便（当日受付印有効）、持参（土日、祝祭日を除く、午後5時まで）とします。

電子申請による申請は、識別番号付き電子メール、jGrantsにより申請してください。
※宅配便及び一般運送は、郵便法、信書便法、それぞれの標準運送約款の規定により、申請書（信書）を取扱うことができません。ご注意ください。

※識別番号付き電子メール申請の場合、事前に機構より付与された識別番号発行依頼を行い、機構から発行された識別番号の記載が必要です。

※jGrants（デジタル庁の運営する補助金電子申請システム）については、補助金一覧から「商用車の電動化促進事業」を選択して申請ください。

jGrants申請の場合、G ビジネス ID の取得（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）が事前に必要となり、ID 取得には 2～3 週間を要するのでご注意ください。

8. 申請書類等

以下の申請書類の正本 1 部を申請先である機構へ提出してください。その際、申請者は申請書類の写しを保管しておいてください。

必要な書類

（1） トラックのみの申請で充電設備を導入しない申請の場合

【交付申請時】

ホームページ上の提出資料総括表（その 1）をダウンロードし、参照してください。

【事業完了実績報告時】

ホームページ上の提出資料総括表（その1）をダウンロードし、参照してください。

(2) トラックと充電設備を同時申請する場合

【交付申請時】

ホームページ上の提出資料総括表（その2）をダウンロードし、参照してください。

【事業完了実績報告時】

ホームページ上の提出資料総括表（その2）をダウンロードし、参照してください。

(3) 充電設備のみを申請する場合（令和5年度当初予算で既にトラックの交付決定を受けている場合で充電設備の申請を行う場合を含む）

【交付申請時】

ホームページ上の提出資料総括表（その2）をダウンロードし、参照してください。

【事業完了実績報告時】

ホームページ上の提出資料総括表（その2）をダウンロードし、参照してください。

(4) 充電設備補助事業の開始

① 補助対象事業者は、機構からの交付決定を受けた後でなければ、補助事業を開始することが出来ません。補助対象事業者が発注等を行うにあたり注意していただきたい主な点は、次のとおりです。

- ・充電設備の契約・発注日は、機構の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって発注等の相手先を決定すること。
- ・補助対象経費は、補助事業を行うために直接必要な経費としており、当該補助事業で使用されたことを証明できるものに限られていますので、見積書を取得するに当たっては、補助事業分とオプション品等が明確に判別できる見積書の取得が必要です。
- ・補助事業において、補助対象経費の中に補助対象事業者の自社製品の調達等に係る経費を含む場合、補助対象経費の実績額の中に補助対象事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えます。このため、補助対象事業者が自社製品の調達等を行う場合は、原価（当該調達品の 製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。※補助対象事業者において製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

9. 商用車の電動化促進事業審査基準（概要）

(1) 審査基準の策定、取扱い等

補助金交付先の採択に関しては審査基準により審査項目等を定めて、これにより総合的に審査を行います。

審査は、提出された書類について必要な書類が添付されており、審査項目を満たすもので、応募申請に必要な記載内容がすべて記載されている書類のみについて審査を行います。申請に必要な添付書類のないもの、要件を満たしていない書類については、審査対象外として不採択となりますので、申請書の作成時・提出時には注意してください。
なお、審査結果については、審査終了後応募申請者宛てに通知いたします。

(2) 補助対象事業者

交付申請を行える者は、以下の要件のいずれかに該当する者とします。

- ① 貨物自動車運送事業者
- ② 自家用商用車（トラック等）を業務に使用する者（車両総重量 2.5 トン超の車両に限る。）
- ③ 商用車（トラック等）の貸渡しを業とする者（①、②、④に貸渡しする者に限る。）
- ④ 地方公共団体
- ⑤ その他大臣の承認を得て、機構が適当と認める者

(3) 非化石エネルギー自動車の区別別導入台数計画書の転換目標

- ア 非化石エネルギー自動車の区別別導入台数計画書の転換目標が意欲的な目標であることを審査します。
- イ 非化石エネルギー転換目標に記載された導入計画に基づき、電気自動車（BEV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）が導入されていることを確認します。
- ウ 申請者（リースの場合は使用者）が使用するトラック等の、2030 年度における非化石エネルギー自動車の使用割合が、5パーセント以上であることを確認します。

(4) 補助対象

ア トラック

- ・環境省の「「商用車の電動化促進事業補助金」に係る車両の事前登録のご案内について」（令和6年2月22日付）により、事前登録を行って審査を受けた車両であること。
- ・令和6年2月1日から令和7年1月31日までに新車新規登録（軽自動車については新車新規検査）されたものであること。

（審査項目）

- ・自動車検査証記録事項（写し）により申請が要件に合致しているか車両の要件についてチェックします。
- ・申請者と車両所有者（又は使用者）の同一性の確認を行います。
- ・請求書（写し）、領収書等（写し）により購入実績等の確認を行います。
- ・リース車両については、補助金がリース契約に反映されているか等の確認を行います。
- ・リース車両については、貨物自動車の処分制限期間（法定耐用年数）を超えて契約しているか等の確認を行います。（※積載量 2 トン以下の場合は 3 年以上、積載量 2 トン超の場合は 4 年以上の契約期間が必要となります。自家用は 5 年以上（貸渡を除く））

イ 充電設備

- ・申請者が補助対象事業者の要件を満たしているかの確認を行います。
- ・申請に係るトラックは「補助対象車両」であり、かつ、トラックとして導入される電気自動車の充電に必要な充電設備で一体的に導入するものか
- ・充電設備の設置位置と導入車両の使用本拠位置（車庫）の関係を説明した書面が適切か
- ・充電設備の標準的な使用状況（導入車両の運行と充電時期・時間の関係など）が適切か
- ・充電設備を複数台導入する場合は、導入車両の台数と導入する充電設備の台数の必要性などを説明した書面が適切か
- ・充電設備の導入に関する見積書の写し（コピー）が添付されているか。また別表第1の第3欄に示す経費を参考に記載しているか
- ・充電設備の安全性に関する認証書等の写し（コピー）が添付されているか
- ・JARI 又は CHAdeMO の認証を取得していない充電器にあっては、第三者認証機関により同等の安全性が確保されている旨の証明書等が添付されているか
- ・工事図面（工事概略図、全体図、部分詳細図）が添付されているか
- ・交付規程第8条第一項第二号の規定に基づく競争見積書等（3社以上）が添付されているか（なお、3社見積書の提出が困難な場合については、明確かつ合理的な理由を記載した理由書の提出が必要です）
- ・充電設備は、導入車両の充電を行うための出力電力等設備が合理的か

（5）補助金額

ア トラック

補助額は、令和6年2月22日「商用車の電動化促進事業」補助金に係る車両の事前登録により登録のあった車両を基に実施要領により算出し、確認され公表された基準額とします。

※トラックについては、後日、機構のホームページにて公表する「事前登録された対象車型情報一覧」において、対象車型、基準額等を掲載します。

イ 充電設備

補助額は、充電設備の価格と充電設備工事費の和（機構が必要と認めた額）となります。また、充電設備と工事の補助上限額は総額であり、機器の機能や工事内容ごとに個別の上限があります。そのため、充電設備の機能や工事の内容によって、必ずしも上限額がそのまま補助されるわけではありません。

※充電設備については、後日、機構のホームページにて公表する「令和5年度補正 補助対象充電設備型式一覧表」において、対象設備のメーカー、種別、型式、出力及び補助金交付上限額等を掲載します。

（6）その他

自動車検査証記録事項（写し）の型式が不明と記載された車両については、事前登録を行った車両と主要諸元が同一である書面等を添付してください。

10. 申請先

一般財団法人環境優良車普及機構 補助事業執行部 商用車の電動化促進事業（トラック）宛

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-14-8 YPCビル8階

識別番号付き電子メール申請：tjdenshi@levo.or.jp

申請方法は、申し込み順（郵便（当日消印有効）、総務大臣の許可を受けた事業者が取扱う信書便（当日受付印有効）、持参（土日、祝祭日を除く、午後5時まで）、jGrants（補助金申請システム）および識別番号付き電子メール（当日メール到着分まで））とします。

※宅配便及び一般運送は、郵便法、信書便法、それぞれの標準運送約款の規定により、申請書（信書）を取り扱うことができません。ご注意ください。

※jGrants（デジタル庁の運営する補助金電子申請システム）については、下記URLを参照し、補助金一覧から「商用車の電動化促進事業（トラック）」を選択して申請ください。

<https://www.j-Grants-portal.go.jp/>

※識別番号付き電子メール申請の場合、事前に識別番号発行依頼により発行された識別番号の記載が必要です。

11. 申請書類等

申請書類の正本1部を申請先である機関へ提出してください。

その際、申請者は申請書類の写しを保管しておいてください。

複数台の申請がある場合も、一申請書で複数台の申請ができます。

※車両のみの申請で充電設備を導入しない場合は、一申請一営業所ごとではなく、まとめて申請が可能です。その際は様式第1（その8）の「営業所名」は「未定」と記入し、「営業所位置」も「未定」とご記入ください。

鉛筆や消えるペンでの記入、修正液での修正、申請書の金額が訂正してあるものは受け付けません。

jGrants申請の場合は、申請書類をPDF化して（データシートはEXCELのまま）、アップロードしてください。

識別番号付き電子メール申請の場合、事前に機関より付与された識別番号を様式第1に記載のうえ、申請書類をPDF化（データシートはEXCELのまま、各々ファイル名の先頭に識別番号を記載のこと）して事前登録したメールアドレスから10.申請先メールアドレス宛へ送付ください。（事前登録したアドレス以外からの申請は受付できませんので、ご注意ください。）

jGrants申請及び電子メール申請の場合は、押印を省略することができます。

※押印省略の根拠

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び第26条の3の規定に基づく申請書等の提出における電磁的記録及び電磁的方法に関する告示（令和2年12月22日環境省告示第108号）

12. 交付決定及び額の確定通知

(1) トラックのみの申請で充電設備を導入しない申請の場合

※交付申請時に営業所ごとではなく、複数台まとめて申請された場合でもデータシートの様式第11（その6の1）は車台番号ごとにご提出ください。

- ① 申請された申請書は審査委員会で定める審査基準（非化石エネルギー自動車の区分別導入台数計画書の転換目標等）に基づき申請書類の内容を審査の上、補助金の交付決定通知（採択通知）を申請者に文書で通知します。なお、車両の購入については交付決定の通知の前後を問いません。
- ② 申請者は機構から発出された交付決定通知（採択通知）に基づき事業を行い、新車新規登録を受けた車両の自動車検査証記録事項（写し）、自動車購入に係る請求書（写し）、領収書（写し）などを揃えて補助事業の完了、完了実績報告、精算払請求を機構に行ってください。
- ③ 機構は交付決定通知（採択通知）に基づき申請者から報告された自動車検査証記録事項（写し）を確認し、申請に基づき事業が実施されていることを確認し、計画に基づき事業が履行されていることを確認した時は、精算払請求により補助金の交付額の確定を行い補助金の交付を行います。

(2) トラックと充電設備を同時申請する場合（及び令和5年度当初予算で既にトラックの交付決定を受けている場合で充電設備の申請を行う場合を含む）

12. (1) に記載の手続きに加え以下の手続きを行います。

補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費についての詳細は、交付規程の別表第2、別表第3の内容となります。上記の他、必要な事項は交付規程に定めていますので、これを参照してください。

機構は、補助対象事業者から提出された交付申請書の内容について、以下の主な事項に留意しつつ審査を行い、補助金を交付すべきものと認められたものについて交付決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。
- ・補助対象経費以外の経費を含まないこと。補助対象外経費の代表例としては、既存施設の撤去費、廃材の運搬費、廃材の処分費、二酸化炭素排出削減に寄与しない周辺機器、オプション品等に係る経費としています。

13. 事業報告書の提出

申請者は、新車新規登録日以降の四半期ごとにその年度の3月末までの期間、また、その翌年度については、半期（6か月）ごとに月別の走行距離、稼働日数を報告し、また、年度終了後30日以内に様式第14事業報告書を機構へ提出してください。

14. 注意事項

- (1) 補助対象車両、充電設備に関し、国の他の補助金と重複して本補助金を受けることはできません。
- (2) 完了実績申請日までに決済されない手形や、割賦といった購入形態は補助対象となりません。
- (3) 補助金を受けて購入したトラック、充電設備は、処分制限期間（法定耐用年数※）の期間について保有義務が生じます。

その間に売却・合併等で所有者（リースの場合は使用者）を変更する場合は、原則として、補助金を返還していただくことになりますので、ご留意方お願いいたします。

※処分制限期間

トラック：最大積載量2トン超：4年、最大積載量2トン以下：3年

自家用は5年（貸渡を除く）

充電設備：補助金を受けて設置した充電設備の保有義務期間は設置完了した日から6年間となります。その間に売却等で所有者又は使用者を変更する場合は、売却等に先立って機構の承認が必要になるとともに、原則として補助金の一部を返還していただくことになります。

15. その他

- (1) 本要領に定めのない事項について機構は、関係省庁と協議を行い補助対象事業者に対し、その見解を示すこととします。
- (2) 補助対象車両について、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令104号）に定める報告を運輸支局等に行った場合は、機構にも合わせて報告をお願いいたします。
- (3) 機構から本事業に係る調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、機構から求められた情報の提供方お願いいたします。

（本件に関する問い合わせ先）

一般財団法人環境優良車普及機構

商用車の電動化促進事業

トラック：電話：03-5944-0883 FAX：03-5944-0878

E-Mail：evhojo@levo.or.jp

充電設備：電話：03-5341-4728 FAX：03-5341-4729

E-Mail：juhojo@levo.or.jp

令和5年度 補正 充電設備 補助率等

(単位：万円)

急速充電			
対象設備	90kW以上	50kW以上	10kW以上
補助率	機器補助率：10/10 工事補助率：10/10		機器補助率：1/2 工事補助率：10/10
機器上限額	600（2口まで） 300×口数（3口以上）	300（2口まで） 150×口数（3口以上）	60
工事費上限額	280	140	108

普通充電				
対象設備	ケーブル付き充電設備	コンセントスタンド	コンセント	
	6kW	3kW・4kW	-	-
補助率		機器補助率：1/2 工事補助率：10/10		
機器上限額	35	25	11	7
工事費上限額	135		135	95

高圧受電設備・設置工事費 補助率：10/10（上限あり）					
設備創出力	350kW以上	250kW以上	150kW以上	90kW以上	50kW以上
上限額	600	500	400	300	200

※上記表での機器・工事の補助上限額は総額であり、機器の機能や工事内容ごとに個別の上限あり。そのため、機器の機能や工事の内容によって、必ずしも表中の上限額がそのまま補助されるわけではないことに留意。

V2H・外部給電器		
対象設備	V2H充放電設備	外部給電器
補助率	設備補助率：1/2 工事補助率：10/10	設備補助率：1/3
設備上限額	75	50
工事費上限額	95	-

令和5年度補正 商用車の電動化促進事業において車両と一体的に導入するものに限る。（車両数≥充電口数）

※高圧受電設備・設置工事費においては2030年導入計画に合わせた規模による申請を認める。

※令和5年度補正予算事業に限り、令和5年度当初予算で導入し、且つ経済産業省のインフラ設置支援事業による支援を受けていない場合、導入した車両数に相当する充電設備（車両数≥口数）の申請を認める。